

生駒市規則第 2 号

生駒市自動車駐車場条例施行規則をここに公布する。

平成 20 年 2 月 29 日

生駒市長 山下 真

生駒市自動車駐車場条例施行規則

生駒市自動車駐車場条例施行規則（平成 7 年 3 月生駒市規則第 10 号）の全部を改正する。

（趣旨）

第 1 条 この規則は、生駒市自動車駐車場条例（平成 19 年 3 月生駒市条例第 13 号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（入出場時間）

第 2 条 自動車を条例第 3 条に規定する駐車場（以下「駐車場」という。）に入場させ、又は駐車場から出場させることができる時間（以下「入出場時間」という。）は、次の各号に掲げる駐車場の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める時間とする。

(1) 生駒駅南自動車駐車場 午前 7 時 30 分から午後 10 時 30 分まで

(2) 生駒駅北地下自動車駐車場 午前 8 時 30 分から午後 10 時 30 分まで

2 条例第 4 条に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）は、必要があると認めるときは、あらかじめ市長の承認を受けて、入出場時間を変更することができる。

（駐車券の交付等）

第 3 条 駐車場を利用する者（以下「利用者」という。）は、自動車を駐車場に入場させるときに駐車券の交付を受け、当該自動車を駐車場から出場させるときに当該駐車券を駐車料金の精算機に挿入しなければならない。

(駐車料金の額)

第 4 条 条例第 8 条第 1 項の規則で定める額は、別表第 1 のとおりとする。

(回数券の種類、回数券に係る駐車料金の額等)

第 5 条 条例第 8 条第 2 項の規定により発行する回数駐車券 (以下「回数券」という。) の種類及び交付の単位並びに回数券に係る駐車料金の額は、別表第 2 のとおりとする。

2 回数券の様式は、様式第 1 号から様式第 3 号までによる。

(回数券の使用の方法等)

第 6 条 回数券を使用する利用者は、自動車を駐車場から出場させるときに駐車料金の精算機に表示された額の駐車料金を回数券により精算しなければならない。この場合において、回数券を使用することができない駐車場の利用があるときは、当該利用に係る駐車料金を現金により納付しなければならない。

2 市長は、特別の理由があると認める場合に限り、回数券を本市以外の者が設置する自動車の駐車のための施設においても使用させる取扱いをすることができる。

(定期券の種類、定期券に係る駐車料金の額等)

第 7 条 条例第 8 条第 3 項の規定により発行する定期駐車券 (以下「定期券」という。) の種類及び有効期間並びに定期券に係る駐車料金の額は、別表第 3 のとおりとする。

2 定期券の様式は、様式第 4 号による。

(定期券の交付申請)

第 8 条 定期券の交付を受けようとする者は、定期券交付申請書を市長に提出しなければならない。

(定期券の使用方法)

第 9 条 定期券を使用する利用者は、自動車を駐車場から出場させるときに駐車

料金の精算機に定期券を挿入しなければならない。この場合において、当該定期券を使用することができない駐車場の利用があるときは、当該利用に係る駐車料金を現金により納付し、又は回数券により精算しなければならない。

(駐車料金の減免)

第 10 条 条例第 10 条第 1 項第 3 号の市長が定める自動車は、次に掲げる自動車とする。

- (1) 駐車場の管理業務のために使用する自動車
- (2) 国又は地方公共団体の自動車で駐車場の施設等を調査研究するために使用するもの
- (3) 身体障害者福祉法施行規則（昭和 25 年厚生省令第 15 号）別表第 5 号に掲げる 1 級から 4 級までの等級の身体障害者が自ら運転する自動車
- (4) 厚生労働大臣の定める療育手帳の交付を受けた者が自ら運転する自動車
- (5) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和 25 年法律第 123 号）第 45 条に定める精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者が自ら運転する自動車
- (6) その他市長が必要と認める自動車

2 条例第 10 条第 2 項の規定による駐車料金の減額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を駐車料金の額から減額して行うものとする。

- (1) 別表第 2 備考第 4 項の規定により 1,000 枚以上一括して回数券の交付を受ける場合（次号に規定する場合を除く。）当該交付に係る駐車料金の額に 100 分の 20 を乗じて得た額
- (2) 別表第 2 備考第 4 項の規定により 3,000 枚以上一括して回数券の交付を受ける場合 当該交付に係る駐車料金の額に 100 分の 30 を乗じて得た額

(3) その他市長が必要と認める場合 市長が定める額

(駐車券の紛失等)

第 1 1 条 使用者は、第 3 条の駐車券を紛失し、又は汚損したときは、直ちに駐車券紛失・汚損届兼出場願 (様式第 5 号) を指定管理者に提出しなければならない。

(施行の細目)

第 1 2 条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成 2 0 年 3 月 1 日から施行する。ただし、第 5 条第 2 項 (様式第 2 号に係る部分に限る。)、別表第 2 (夜間専用回数券に係る部分に限る。) 及び様式第 2 号の規定は、同年 4 月 1 日から施行する。

(平成 2 0 年 3 月 1 日から同月 3 1 日までの間に係る生駒駅南自動車駐車場の利用に係る駐車料金の額)

2 平成 2 0 年 3 月 1 日から同月 3 1 日までの間に係る生駒駅南自動車駐車場の利用に係る駐車料金の額は、第 4 条の規定にかかわらず、別表第 1 生駒駅北地下自動車駐車場の項に規定する駐車料金の額とする。

(平成 2 0 年 3 月 1 日から同月 3 1 日までの間に係る回数券の様式)

3 平成 2 0 年 3 月 1 日から同月 3 1 日までの間に係る別表第 2 に掲げる駐車 1 時間相当券、駐車 1 時間 3 0 分相当券及び駐車 2 時間相当券の様式は、様式第 1 号の規定にかかわらず、それぞれ改正前の生駒市自動車駐車場条例施行規則 (次項において「旧規則」という。) 様式第 2 号に規定する駐車 1 時間相当の前払駐車券、駐車 1 時間 3 0 分相当の前払駐車券及び駐車 2 時間相当の前払駐車券の様式とする。

(経過措置)

- 4 旧規則の規定により発行された前払駐車券で別表第2に掲げる回数券に相当するものは、この規則の施行の日以後においても、なお同表に掲げる回数券として使用することができる。

様式第 1 号 (第 5 条、第 6 条関係)

駐車 1 時間相当券

駐車 1 時間 3 0 分相当券

駐車 2 時間相当券



生駒市営自動車駐車場

駐車 (時間) 相当券

生駒市

様式第 2 号 (第 5 条、第 6 条関係)

夜間専用回数券



生駒駅南自動車駐車場

夜間専用券

生駒市

様式第3号(第5条、第6条関係)

3,300円相当券

5,500円相当券

11,000円相当券

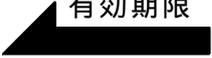
	(度数)
生駒市営自動車駐車場	
料金	円
生駒市	

様式第4号(第7条 - 第9条関係)

全日定期券

平日定期券

夜間定期券

契約者	車両番号
(全日・平日・夜間)定期駐車券	
生駒駅南自動車駐車場	
生駒市	
 有効期限	年 月末まで No.

様式第5号（第11条関係）

駐車券紛失・汚損届兼出場願

年 月 日

指定管理者 殿

届出者 住 所
氏 名
電話番号

私は、生駒駅南・生駒駅北地下自動車駐車場の駐車券を紛失・汚損しましたので、次のとおり届け出ます。

なお、車両番号 〇〇〇〇 の車両の出場については、私が正当の権限を有するので、出場させていただきようお願いします。

また、今回の出場に伴う一切の責任は私にあり、貴市には御迷惑をおかけしません。

入場の年月日及び時刻		年 月 日 時 分ごろ
運転免許証の番号		
処 理 欄	受付年月日	年 月 日
	出場の年月日及び時刻	年 月 日 時 分
	収受した駐車料金の額	円
	取扱者氏名	印

注 印の欄は、記入しないでください。